

電子保証の導入について

吉野川市では建設工事及び建設工事関連業務における契約保証及び前払金保証(中間前払金を含む)について、保証証書の電子化に対応します。従来、紙の原本で発注者に提出していた契約保証、前払金保証(中間前払金保証も含む)の保証書について、インターネットを介した方法により提出することができます。

1. 電子保証の取扱が可能な契約

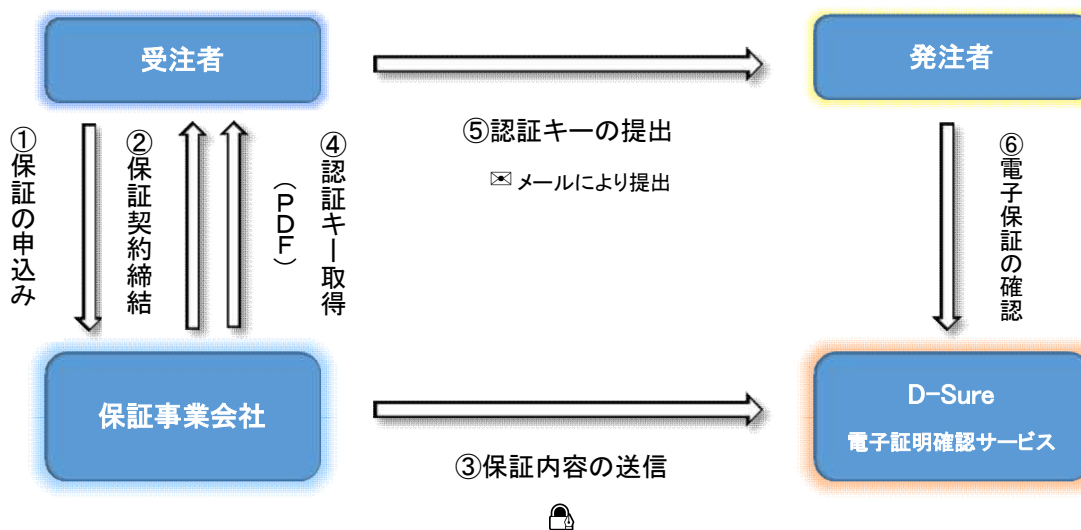
令和7年4月1日以降に締結する建設工事及び建設工事関連業務の契約から可能となります。

※電子保証の運用開始後も、これまでどおり紙による保証証書の提出も可能です。

2. 対象となる取扱保証機関

保証事業会社、損害保険会社

3. 電子保証の仕組み及びフロー(保証事業会社の場合)



①受注者(受託者)は、保証事業会社(西日本建設業保証株式会社)へ保証の申込みを行う。

②受注者(受託者)と保証事業会社は、電子保証により保証契約を締結する。

③保証会社は、②の保証内容をD-Sure(電子証書確認サービス)に送信する。

④受注者(受託者)は、保証事業会社から認証キーを取得する。

⑤受注者(受託者)は、認証キー(PDF)を電子メールにより発注者に提出する。

⑥発注者は、提出された認証キーをもとにD-Sureにアクセスし、保証内容を確認する。

4. 認証キーの提出方法

(1) 提出するもの

保証事業会社から提供された『電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ』(PDF)

(2) 提出先

(担当課にメールで送付してください。水道課・下水道課以外の案件の契約担当課は監理課です)

吉野川市建設部監理課 kanri@yoshinogawa.i-tokushima.jp

吉野川市水道部水道課 suidou@yoshinogawa.i-tokushima.jp

吉野川市水道部下水道課 gesuidou@yoshinogawa.i-tokushima.jp

※件名は「【電子保証】受注者名」としてください。

※メール本文中には「①工事(業務)名、②担当者氏名、③連絡先」を必ず記載してください。

※認証キー取得後、速やかに提出をお願いします。

※受信確認のため、契約担当部署まで必ず電話連絡をお願いします。

※前払金及び中間前払金の請求については、押印の省略ができないため、電子メールでの提出は不可とします。

◎電子保証の登録手続き等につきましては、保証事業会社等にお問い合わせください。